

高槻市立地適正化計画に基づく届出制度

住宅の開発又は建築等を計画しているみなさまへ

立地適正化計画とは

本市では、平成 29 年 3 月 31 日に、都市再生特別措置法に基づく「高槻市立地適正化計画」を策定しました。

本計画は、様々な都市機能の立地の適正を図る、都市全体を見渡したマスタープランとなるものです。人口減少や少子高齢化の進行に対応した持続可能な都市を実現するため、人口密度を維持し、生活サービス機能等の適切な誘導を図る居住誘導や都市機能誘導の方針を示しています。

本計画の策定に伴い、同法に基づく届出が義務付けられ、以下の開発又は建築等行為を行う場合は、着手の 30 日前までに市への届出が必要になります。

届出対象

居住誘導に関する届出（法第 88 条関係）

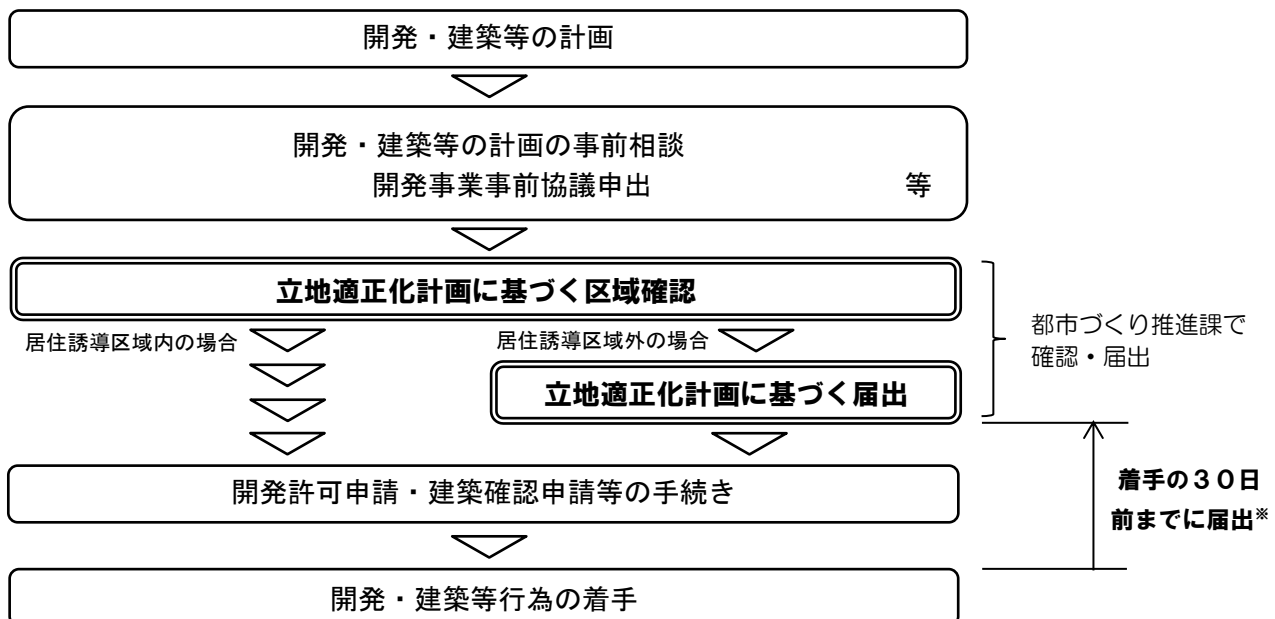
居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の開発又は建築等行為を行おうとする場合は、着手の 30 日前までに市への届出（下記様式及び添付図書の提出）が必要になります。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして着手した場合は、30 万円以下の罰金が科されます。

- 対象区域：居住誘導区域外
- 対象行為：
 - ① 開発行為の場合……………（様式-1）
 - ・3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
 - ・1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの
 - ② 建築等行為の場合……………（様式-2）
 - ・3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合
 - ③ 上記①、②の届出内容を変更する場合……………（様式-3）

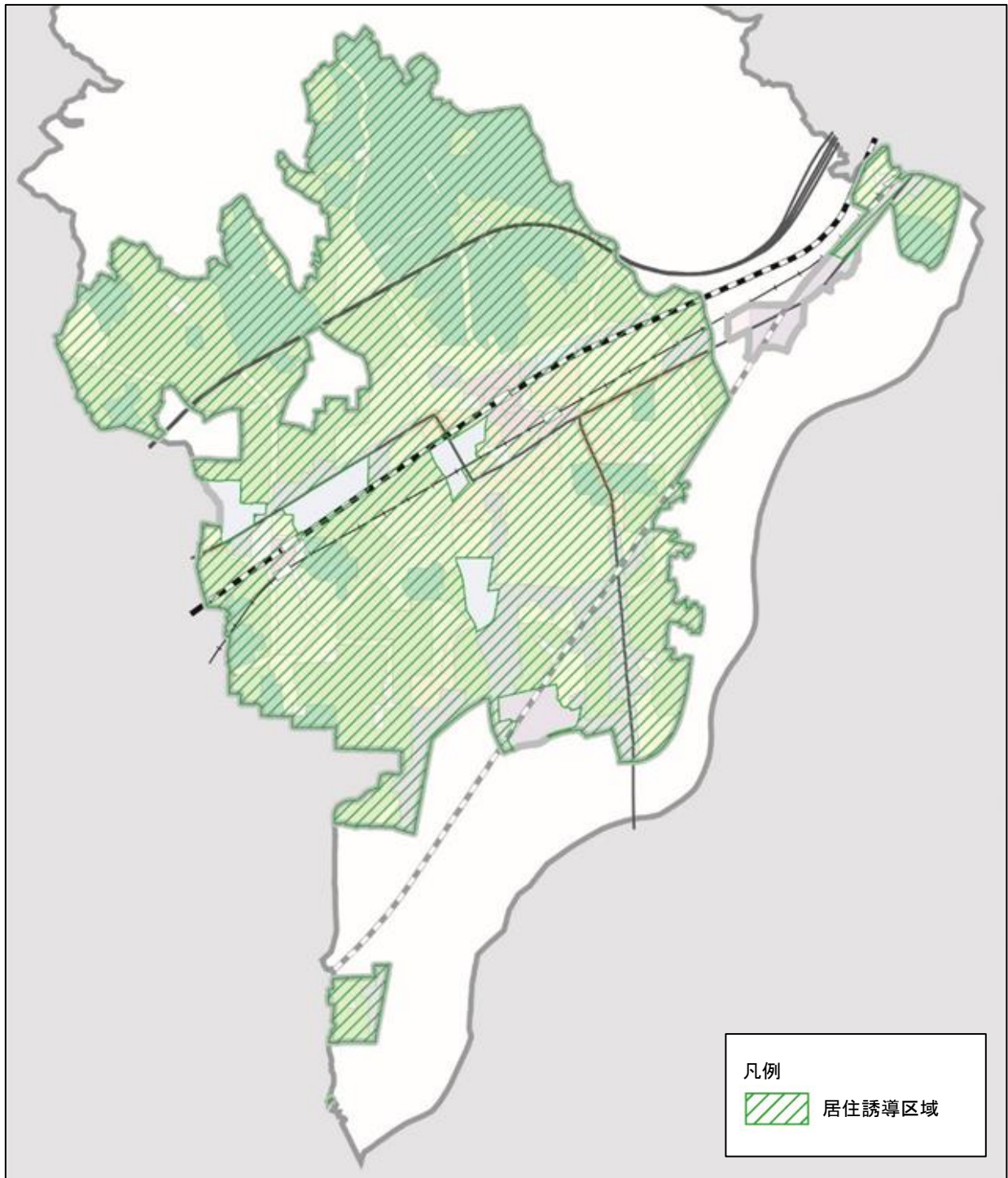
手続きの流れ

開発又は建築等の申請等の際にあわせて立地適正化計画に基づく区域確認を行い、必要に応じて届出手続きを行ってください。



居住誘導区域

人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが維持されるよう、居住を誘導すべき区域として、現状の市街化区域をベースに設定しています。



※ただし、区域内であっても以下は居住誘導区域に含めません。

- 生産緑地地区
- 災害リスクの高い区域
災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

※詳細の居住誘導区域はホームページ又は都市づくり推進課でご確認ください。

問い合わせ先

高槻市 都市創造部 都市づくり推進課
TEL : 072-674-7552 FAX : 072-661-7008